

# 和歌山県山村振興対策協議会 規約

(名称)

**第1条** この協議会は、和歌山県山村振興対策協議会（以下「本協議会」という。）と称する。

(目的)

**第2条** 本協議会は、本県下における山村振興のため、この地域に関係ある市町村長、市町村議会議長、市町村議会議員及び各種団体が、緊密なる連絡と提携により、山村の経済、文化、社会等各方面の開発向上を促進し、併せて住民の生活と福祉の向上を図ることを目的とする。

(事業)

**第3条** 本協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 山村の振興に関する法令、国及び県の予算の成立並びに実施の促進
- (2) 山村振興に関する政府、国会、県及び県議会等に対する建議、陳情、請願等に関する運動
- (3) 山村振興に必要な情報の交換
- (4) その他本協議会の目的達成上必要な事業

(事務局)

**第4条** 本協議会の事務局は、和歌山県町村会内に置く。

(支部)

**第5条** 各関係市町村に本協議会の支部を置く。

( 会 員 )

第 6 条 本協議会の会員の種類は、次のとおりとする。

普通会員

賛助会員

- 2 普通会員は、市町村長、市町村議会議長
- 3 賛助会員は、本協議会の目的に賛助する個人、団体

( 役 員 )

第 7 条 本協議会に次の役員を置く。

会 長 1 名

副会長 2 名

理 事 若干名

監 事 2 名

- 2 理事のうち若干名を常任理事とすることができる。
- 3 会長、副会長、監事は、総会において選任し、理事は、会長がこれを委嘱する。
- 4 役員任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。なお、任期満了後であっても、後任者が決定するまでの間、引き続きその職務を行う。
- 5 前項の役員全部又は一部が欠けた場合において、補充選任される役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 会長は、本協議会を代表し、協議会の事務を総理する。また、この会の議長となる。
- 7 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ定めた順序に従って職務を代行する。
- 8 理事は、会務を審議する。
- 9 監事は、会計を監査する。

( 顧問、 参与 )

**第 8 条** 本協議会に顧問、 参与を置くことができる。 顧問、 参与は、 理事会に諮って、 会長がこれを委嘱する。

( 会議 )

**第 9 条** 本協議会の会議は、 総会と理事会及び常任理事会とする。

**第 10 条** 総会は、 通常総会及び臨時総会とする。

2 通常総会は、 毎年 1 回これを開催する。

3 臨時総会は、 会長または常任理事会が必要と認めたるときは、 これを開催する。

**第 11 条** 次の事項は、 総会の議決を得なければならない。

(1) 本協議会の規約の改正

(2) 役員を選任

(3) その他総会を必要と認めたる重要事項

**第 12 条** 理事会は、 会長、 副会長、 理事及び監事をもって構成する。

2 理事会は、 本規約に定めるほか、 次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 本協議会運営上の重要事項

**第 13 条** 常任理事会は、 会長、 副会長、 常任理事をもって構成する。

2 会長が、 必要と認めたるときは、 常任理事会の議決をもって、 理事会の議決に代えることができる。

**第14条** 会議は、会長がこれを招集する。

2 会議の議決は、すべて出席者の過半数による。可否同数のときは、議長の決するところによる。

(職員)

**第15条** 事務局に事務局長及びその他の職員を置く。

2 事務局長は、会長の命を受けて事務局を統轄し、その他の職員は、事務に従事する。

(収入)

**第16条** 本協議会の事務を行うため必要な経費は、次に掲げる収入をもって充てる。

(1) 会員の分担金

(2) その他の収入

(事業年度)

**第17条** 本協議会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

附 則

1 この規約は、昭和41年5月30日より施行する。

2 全国山村振興連盟和歌山県支部は、本組織をもってこれに充てる。

3 和歌山県市町村林野振興対策協議会の組織並びに運営は、これをもって充てる。

附 則

この規約は、平成 2 年 6 月 4 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 9 年 6 月 6 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 1 0 年 5 月 2 0 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 1 2 年 6 月 9 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 1 9 年 4 月 2 6 日から施行する。